

令和7年12月湖西市議会定例会

# 議 案 書

# 議案一覧表

(令和7年12月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 92 号	湖西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
議案第 93 号	湖西市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
議案第 94 号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 95 号	湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 96 号	湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 97 号	湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 98 号	湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 99 号	湖西市立小・中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例制定について
議案第 100 号	湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 101 号	湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定について

議案番号	件名
議案第 102 号	湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 103 号	湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 104 号	湖西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 105 号	湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 106 号	令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（建築工事）の工事請負契約の一部変更について
議案第 107 号	令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事）の工事請負契約の一部変更について
議案第 108 号	公の施設の指定管理者の指定について
議案第 109 号	公の施設の指定管理者の指定について
議案第 110 号	公の施設の指定管理者の指定について
議案第 111 号	令和 7 年度湖西市一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 112 号	令和 7 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 113 号	令和 7 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 114 号	令和 7 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）



日程第 1

会議録署名議員の指名

18 番          二 橋 益 良

1 番          相 曾 桃 子

令和 7 年 11 月 28 日

湖西市議会議長 神 谷 里 枝

## 日程第 2

### 会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 12 月 22 日までの 25 日間とする。

令和 7 年 11 月 28 日

湖西市議会議長 神 谷 里 枝

## 議案第 92 号

# 湖西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例制定について

湖西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

# 湖西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 19 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 20 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 21 条—第 25 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 26 条・第 27 条）

第 3 章 雑則（第 28 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）

第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観

を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第 10 条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 11 条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第 12 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 13 条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 14 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 15 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第 17 条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第 18 条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 19 条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第 2 章 乳児等通園支援事業

### 第 1 節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第 20 条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第 2 節 一般型乳児等通園支援事業

### （設備の基準）

第 21 条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられ

ていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかの施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下と

なるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合で

あって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が 3 人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第 23 条 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 項に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第 24 条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第 25 条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第 26 条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 25 年静岡県条例第 29 号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成 26 年静岡県条例第 77 号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年静岡県条例第 76 号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 22 号）（居宅訪問型保育事

業に係るものを除く。)

(準用)

第 27 条 第 24 条及び第 25 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第 3 章 雑則

(電磁的記録)

第 28 条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 93 号

湖西市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準  
を定める条例制定について

湖西市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準  
を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 4 条—第 32 条）

第 3 章 雑則（第 33 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 30 条の 20 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最

初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支

援の利用状況その他の教育・保育等（法第 56 条第 1 項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第 10 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育及び法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第 11 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第 12 条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第 30 条の 20 第 5 項（法第 30 条の 21 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第 30 条の 20 第 3 項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるもの

に係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前 3 項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第 2 項及び第 3 項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第 3 項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第 13 条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第 14 条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第 15 条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第 16 条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じ

るとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第 17 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第 18 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第 19 条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 22 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 20 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。

ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第 21 条 特定乳児等通園支援事業者は、第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第 22 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第 23 条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第 12 条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 24 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第 25 条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第 26 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第 27 条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第 59 条第 1 号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第 28 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第 30 条の 13 において準用する法第 14 条第 1 項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特

定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 29 条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 30 条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 31 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第 32 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 5 年間保存し

なければならない。

- (1) 第 14 条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第 11 条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第 18 条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第 30 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第 3 章 雑則

#### (電磁的記録等)

第 33 条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該

乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 94 号

### 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

## 湖西市条例第 号

### 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 70」を「100 分の 72.5」に改める。

第 21 条第 2 項第 1 号中「第 3 号、次項」を「次項」に、「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 50」を「100 分の 52.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	

31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		

65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700	397,000	409,300			
87	266,500	306,100	356,100	397,400	409,600			
88	266,800	306,400	356,500	397,800	409,800			
89	267,100	306,700	356,700	398,100	410,000			
90	267,400	307,000	357,100	398,600	410,300			
91	267,700	307,300	357,500	399,000	410,600			
92	268,000	307,600	357,900	399,400	410,800			
93	268,300	307,800	358,100	399,700	411,000			
94		308,000	358,400	400,200	411,300			
95		308,300	358,800	400,600	411,600			
96		308,700	359,100	401,000	411,800			
97		308,900	359,400	401,300	412,000			
98		309,200	359,800	401,800	412,300			

	99		309,500	360,200	402,200	412,600			
	100		309,900	360,600	402,600	412,800			
	101		310,100	361,100	402,900	413,000			
	102		310,400	361,500	403,400				
	103		310,700	361,900	403,800				
	104		311,000	362,300	404,200				
	105		311,200	362,800	404,500				
	106		311,500	363,200					
	107		311,800	363,500					
	108		312,100	363,800					
	109		312,300	364,200					
	110		312,600						
	111		313,000						
	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 25 条の 2 に規定する職員を除く。

第 2 条 湖西市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 項中「100 分の 3」を「100 分の 4」に改める。

第 11 条中第 7 項を第 8 項とし、第 3 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる職員で駐車場（規則で定めるものに限る。）を利用し、当該駐車場の利用に係る料金を負担することを常例とするもののうち、市外への公署の異動を命ぜられたものの通勤手当の額は、同項第 2 号又は第 3 号の規定にかかわらず、同項第 2 号又は第 3 号に定める額に 1 月につき 8,000 円を超えない範囲内の規則で定める額を加算した額とする。

第 20 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 71.25」に改める。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 107.5」を「100 分の 106.25」に改め、同項第 2 号中「100 分の 52.5」を「100 分の 51.25」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（湖西市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 20 条第 2 項及び第 3 項並びに第 21 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定（給与条例第 20 条第 2 項及び第 3 項並びに第 21 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 95 号

湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 5 年湖西市条例第 4 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

第 1 条 湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 5 年湖西市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第 7 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 3 項とする。

第 9 条第 1 項中「、第 10 条の 3 及び第 21 条」を「及び第 10 条の 3」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 1 項、第 19 条の 2 第 1 項及び第 20 条第 2 項」を「第 19 条の 2 第 1 項、第 20 条第 2 項及び第 21 条第 2 項」に改め、「、給与条例第 2 条第 1 項中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」並びに湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 5 年度湖西市条例第 4 号）第 7 条第 3 項の特定任期付職員業績手当」とを削り、「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 172.5」を「100 分の 97.5」と、給与条例第 21 条第 2 項中「100 分の 107.5」とあるのは「100 分の 90」に改める。

第 2 条 湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に、「100 分の 97.5」を「100 分の 96.25」に、「100 分の 107.5」を「100 分の 106.25」に、「100 分の 90」を「100 分の 88.75」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員給与条例」という。）第 7 条第 1 項の表の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員給与条例の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定（任期付職員給与条例第 7 条第 1 項の表の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員給与条例の規定は令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定による改正後の任期付職員給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の任期付職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

## 議案第 96 号

### 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

## 湖西市条例第 号

### 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「100 分の 230」を「100 分の 235」に改める。

第 2 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「100 分の 235」を「100 分の 232.5」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条

例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 議案第 97 号

### 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

## 湖西市条例第 号

### 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 177.5」を「100 分の 175」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

る条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 議案第 98 号

### 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年湖西市条例第 51 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

## 湖西市条例第 号

### 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年湖西市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「100 分の 125」を「100 分の 126.25」に改める。

第 7 条の 2 第 3 項中「100 分の 105」を「100 分の 106.25」に改める。

第 8 条第 5 項中「当該各項の」を削る。

第 10 条第 4 項中「100 分の 125」を「100 分の 126.25」に改める。

第 10 条の 2 第 3 項中「100 分の 105」を「100 分の 106.25」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第 99 号

### 湖西市立小・中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例制定について

湖西市立小・中学校通学区域審議会条例（昭和 55 年湖西市条例第 23 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

## 湖西市条例第 号

### 湖西市立小・中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例

湖西市立小・中学校通学区域審議会条例（昭和 55 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「をもつて」を「以内をもつて」に改め、同条第 2 項中「委嘱又は任命する」を「委嘱する」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 自治会代表
- (2) 小・中学校 PTA 代表
- (3) 小・中学校長
- (4) 学識経験者

第 4 条第 1 項中「1 年」を「、諮問に係る答申が終了するまでとし、補欠委員の任期も同様」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「前条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号」を「、前条第 2 項第 3 号」に、「より委嘱又は任命された」を「から委嘱された」に、「あつて」を「あつて」に、「去つた」を「去つ

た」に改める。

第6条第3項中「をもつて」を「をもって」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

## 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「第 3 号」を「以下この条」に改め、同項第 1 号中「支援」の次に「（次項において「保育内容支援」という。）」を加え、同項第 2 号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 6 項第 1 号」を加え、同条に次の 6 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

- イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第 29 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第 1 項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
- ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
- (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型事業者等
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 市長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第 2 号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 法第 6 条の 3 第 12 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第 14 条中「法第 33 条の 10 各号」を「法第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 18 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第 24 条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第 25 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第 19 条第 2 項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「利用乳幼児に対する利用開始時の」を「それぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳幼児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断

第 39 条第 4 号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附則第 3 項中「10 年」を「15 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 101 号

### 湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定について

湖西市子育て支援センター条例（平成 22 年湖西市条例第 21 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

## 湖西市条例第 号

### 湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

湖西市子育て支援センター条例（平成 22 年湖西市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 22 年法律第 64 号」を「昭和 22 年法律第 164 号」に改める。

第 4 条第 5 号を次のように改める。

(5) 児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業及びこれに準じて市が独自に行う事業に関する事。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
(湖西市のびのび預かり事業条例の廃止)
- 2 湖西市のびのび預かり事業条例（平成 17 年湖西市条例第 10 号）は、廃止する。

## 議案第 102 号

### 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

## 湖西市条例第 号

### 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 12 条第 3 項第 3 号中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第 14 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 103 号

### 湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例（令和 4 年湖西市条例第 12 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

#### 湖西市条例第 号

### 湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例

湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例（令和 4 年湖西市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

湖西市再生可能エネルギー発電設備等の適正な設置に関する条例

第 1 条中「再生可能エネルギー発電設備」を「再生可能エネルギー発電設備等」に改める。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 再生可能エネルギー源 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項に規定するエネルギー源のうち、太陽光又は風力をいう。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 3 号中「計画し、これを」を削り、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「対象設備」を「再生可能エネルギー発電設備等」に改め、「使用して発電」の次に「蓄電又は放電」を加え、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 再生可能エネルギー発電設備等 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及び電力系統に直接接続し充放電する蓄電池（第 8 条第 3 号において「系統用蓄電池」という。）並びにこれらの附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。

第 4 条第 1 項中「対象設備」を「再生可能エネルギー発電設備等」に改める。

第 8 条中「第 21 条」を「第 22 条」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 太陽光による発電 発電出力が 10 キロワット未満のもの（増設することによりその発電出力が 10 キロワット以上となるものを除く。）又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する建築物に再生可能エネルギー発電設備等を設置するもの
- (2) 風力による発電 発電出力が 10 キロワット未満のもの（増設することによりその発電出力が 10 キロワット以上となるものを除く。）又は前号の建築物に再生可能エネルギー発電設備等を設置するもの
- (3) 系統用蓄電池による蓄電又は放電 蓄電容量が 50 キロワット時未満の系統用蓄電池（増設することによりその蓄電容量が 50 キロワット時以上となるものを除く。）に係るもの又は事業区域が面積 50 平方メートル未満のもの

第 9 条に次の 2 項を加える。

- 5 地域住民等は、規則で定めるところにより、第 1 項の説明会を実施した事業者に対し、災害発生の防止並びに自然環境及び生活環境の保全に関する事項について、第 3 項の規定による意見の申出により協定の締結を求めることができる。
- 6 事業者は、前項の規定により協定の締結を求められたときは、当該協定を締結しなければならない。

第 10 条第 2 項中「（規則で定める軽微な変更を除く。）」を削る。

第 11 条中「変更」の次に「（規則で定める軽微な変更を除く。）」を加える。

第 22 条を第 23 条とし、第 21 条を第 22 条とする。

第 20 条第 2 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同項第 5 号中「第 18 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「第 17 条第 2 項」を「第 18 条第 2 項」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「第 17 条第 1 項若しくは第 3 項」を「第 18 条第 1 項若しくは第 3 項」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「第 11 条第 1 項」を「第 11 条」と改め、同号を同項第 3 号とし、同項中第 1 号を第 2 号とし、第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 第 9 条第 6 項の規定による協定の内容を遵守しないとき。

第 20 条を第 21 条とし、第 19 条を第 20 条とする。

第 18 条中「対象設備」を「再生可能エネルギー発電設備等」に改め、同条を第 19 条とし、第 17 条を第 18 条とし、第 16 条を第 17 条とする。

第 15 条第 1 項中「対象設備」を「再生可能エネルギー発電設備等」に改め、同条を第 16 条とする。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(標識の表示)

第 15 条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施する間、事業区域内の公衆の見やすい場所に規則で定める事項を表示した標識を掲示しなければならない。

附則第 2 項中「第 21 条」を「第 22 条」に改め、附則第 3 項前段中「第 14 条」の次に「、第 15 条」を加え、「第 16 条」を「第 17 条」に、「第 21 条」を「第 22 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 104 号

### 湖西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例制定について

湖西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

## 湖西市条例第 号

### 湖西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加える。

第 22 条中「、第 6 条、第 6 条の 2 及び第 7 条の 2」を「及び第 6 条」に改める。

第 2 条 湖西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 6 条の 2 第 2 号中「配偶者」の次に「（届出をしてないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の湖西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 105 号

湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する  
条例の一部を改正する条例制定について

湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年湖西市条例  
第 8 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する  
条例の一部を改正する条例

湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年湖西市条例  
第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 3 項中「2,000 円」を「3,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 106 号

### 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（建築工事）の工事請負契約の一部変更について

下記のとおり工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

#### 記

##### （変更前）

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（建築工事）   |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 契約の金額  | 2,198,273,000 円  |
| 4 契約の相手方 | 中村組・須山特定建設工事共同企業体<br>代表構成員<br>湖西市吉美 3270 番地の 5 301<br>株式会社中村組 湖西営業所<br>所長 土屋 崇<br>その他構成員<br>湖西市鷺津 5300 番<br>須山建設株式会社 湖西営業所<br>所長 鈴木 千春 |

##### （変更後）

- |         |                              |
|---------|------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（建築工事） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札                       |
| 3 契約の金額 | 2,204,059,000 円              |

4 契約の相手方

中村組・須山特定建設工事共同企業体

代表構成員

湖西市吉美 3270 番地の 5 301

株式会社中村組 湖西営業所

所長 土屋 崇

その他構成員

湖西市鷺津 5300 番

須山建設株式会社 湖西営業所

所長 鈴木 千春

## 議案第 107 号

### 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事）の工事請負契約の一部変更について

下記のとおり工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

#### 記

（変更前）

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事）  |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 契約の金額  | 622, 534, 000 円   |
| 4 契約の相手方 | 松川・旭特定建設工事共同企業体<br>代表構成員<br>湖西市駅南二丁目 12 番 8 号<br>松川電気株式会社 湖西営業所<br>営業所長 小野寺 政幸<br>その他構成員<br>湖西市新居町浜名 597 番地の 3<br>株式会社旭電気工業所<br>代表取締役 疋田 貴之 |

（変更後）

- |         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事） |
|---------|--------------------------------|

- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 627,517,000 円
- 4 契約の相手方 松川・旭特定建設工事共同企業体  
代表構成員  
湖西市駅南二丁目 12 番 8 号  
松川電気株式会社 湖西営業所  
営業所長 小野寺 政幸  
その他構成員  
湖西市新居町浜名 597 番地の 3  
株式会社旭電気工業所  
代表取締役 疋田 貴之

## 公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

### 記

- 1 施設の名称 湖西市ふれあい交流館
- 2 指定管理者 湖西市鷺津 3480 番地  
特定非営利活動法人 湖西なろっぷスクール  
理事長 倉田 榛子
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

## 公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

### 記

- 1 施設の名称 湖西市複合運動施設（アメニティプラザ）
- 2 指定管理者 東京都品川区東品川 4 丁目 10 番地 1 号  
コナミスポーツ・東海ビル管理グループ  
コナミスポーツ株式会社  
代表取締役社長 室田 健志
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

## 公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

### 記

- 1 施設の名称 小松楼まちづくり交流館
- 2 指定管理者 湖西市新居町新居 1190 番地の 3  
特定非営利活動法人 新居まちネット  
理事長 山口 識行
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

## 議案第 111 号

### 令和 7 年度湖西市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度湖西市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 266,750 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,117,043 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市税	12,215,222	128,850	12,344,072
	2 固定資産税	6,344,155	128,850	6,473,005
15	国庫支出金	3,482,043	24,347	3,506,390
	1 国庫負担金	2,659,220	23,374	2,682,594
	2 国庫補助金	766,366	555	766,921
	3 委託金	56,457	418	56,875
16	県支出金	1,871,242	1,179	1,872,421
	2 県補助金	775,582	127	775,709
	3 委託金	132,033	1,052	133,085
18	寄附金	251,540	1,112	252,652
	1 寄附金	251,540	1,112	252,652
20	繰越金	500,330	110,000	610,330
	1 繰越金	500,330	110,000	610,330
21	諸収入	1,199,643	1,262	1,200,905
	6 雑入	782,179	1,262	783,441
	歳 入 合 計	29,850,293	266,750	30,117,043

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	179,746	△3,094	176,652
	1 議会費	179,746	△3,094	176,652
2	総務費	3,135,834	44,887	3,180,721
	1 総務管理費	2,335,118	35,688	2,370,806
	2 徴税費	544,702	4,606	549,308
	3 戸籍住民基本台帳費	132,609	2,348	134,957
	4 選挙費	59,264	411	59,675
	5 統計調査費	38,391	1,329	39,720
	6 監査委員費	25,750	505	26,255
3	民生費	7,804,459	55,484	7,859,943
	1 社会福祉費	3,672,485	7,941	3,680,426
	2 児童福祉費	3,691,560	15,265	3,706,825
	3 生活保護費	439,320	32,278	471,598
4	衛生費	3,423,544	29,153	3,452,697
	1 保健衛生費	783,565	8,283	791,848
	2 清掃費	1,672,027	20,870	1,692,897
6	農林水産業費	343,128	14,367	357,495
	1 農業費	257,165	1,553	258,718
	2 林業費	16,865	12,814	29,679
7	商工費	948,121	11,524	959,645
	1 商工費	948,121	11,524	959,645
8	土木費	3,110,857	43,427	3,154,284
	1 土木管理費	314,504	4,711	319,215
	3 河川費	104,396	19,000	123,396
	4 都市計画費	1,984,053	18,098	2,002,151
	5 住宅費	147,137	1,618	148,755

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	消防費	5,113,549	23,612	5,137,161
	1 消防費	5,113,549	23,612	5,137,161
10	教育費	3,872,850	47,390	3,920,240
	1 教育総務費	1,024,139	11,235	1,035,374
	2 小学校費	313,510	5,971	319,481
	3 中学校費	1,239,699	7,556	1,247,255
	4 幼稚園費	720,224	14,781	735,005
	6 社会教育費	318,355	7,026	325,381
	7 保健体育費	256,923	821	257,744
	歳 出 合 計	29,850,293	266,750	30,117,043

第2表 債務負担行為補正

(1) 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
学校給食賄材料費	令和7年度～令和8年度	338,589
学校給食センター整備・運営事業 (追加分その2)	令和7年度～令和23年度	250,122
仮設校舎リース料	令和7年度～令和9年度	181,170
幼稚園給食賄材料費	令和7年度～令和8年度	37,280

(2) 変更

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
広報こさい印刷製 本業務	令和7年度 ～令和8年度	7,825	令和7年度 ～令和10年度	23,364

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	自治体情報システム標準化・共通化支援業務（戸籍附票システム）	3,168
4 衛生費	2 清掃費	環境センター浄化槽更新業務	35,343
6 農林水産業費	2 林業費	枯れ松伐採工事 （白須賀地区市保有保安林）	12,814
8 土木費	2 道路橋梁費	日の岡入出知波田線舗装補修工事	50,000
		浜松湖西豊橋道路関連道路予備設計業務	30,000
	3 河川費	枯れ松伐採工事（浜名川沿線）	19,000
	4 都市計画費	浜松湖西豊橋道路関連都市計画道路見直し検討業務	22,929

議案第 112 号

令和 7 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,300 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,505,916 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	198	14,300	14,498
	2 国庫補助金	198	14,300	14,498
	歳 入 合 計	5,491,616	14,300	5,505,916

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	25,558	14,300	39,858
	1 総務管理費	11,240	14,300	25,540
	歳 出 合 計	5,491,616	14,300	5,505,916

## 令和 7 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 7 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,885 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,609,424 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	72,382	5,885	78,267
	1 繰越金	72,382	5,885	78,267
	歳入合計	4,603,539	5,885	4,609,424

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	77,493	5,885	83,378
	1 総務管理費	34,331	5,885	40,216
	歳出合計	4,603,539	5,885	4,609,424

## 議案第 114 号

### 令和 7 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 2 号）

令和 7 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 36,355 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,091,541 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	保険料	840,464	33,000	873,464
	1 保険料	840,464	33,000	873,464
6	国庫支出金	0	3,355	3,355
	2 国庫補助金	0	3,355	3,355
	歳入合計	1,055,186	36,355	1,091,541

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	54,797	3,355	58,152
	1 総務管理費	51,600	3,355	54,955
2	広域連合納付金	997,786	33,000	1,030,786
	1 広域連合納付金	997,786	33,000	1,030,786
	歳出合計	1,055,186	36,355	1,091,541

## 議案第 115 号

### 令和 7 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度湖西市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1,270,853 千円	9,199 千円	1,280,052 千円
第 1 項 営業費用	1,120,904 千円	9,199 千円	1,130,103 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 128,754 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 129,240 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 57,933 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 58,419 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,611,405 千円	486 千円	1,611,891 千円
第 1 項 建設改良費	807,008 千円	486 千円	807,494 千円

（債務負担行為の補正）

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

事 項	期 間	限 度 額
新居浄化センター電気設備修繕	令和7年度～令和8年度	10,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)職員給与費	64,571 千円	1,685 千円	66,256 千円

令和7年11月28日提出

湖西市長 田 内 浩 之

## 令和 7 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	1,279,304 千円	1,924 千円	1,281,228 千円
第 1 項 営業費用	1,243,049 千円	1,924 千円	1,244,973 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 600,725 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 690,429 千円」に、「建設改良積立金 200,203 千円」を「建設改良積立金 289,907 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	253,644 千円	44,380 千円	298,024 千円
第 4 項 補助金	40,853 千円	44,380 千円	85,233 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	854,369 千円	134,084 千円	988,453 千円
第 1 項 建設改良費	813,973 千円	134,084 千円	948,057 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)職員給与費	107,083 千円	2,868 千円	109,951 千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第 5 条 予算第 9 条に定めたたな卸資産購入限度額「154,230 千円」を「287,370 千円」に改める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

## 議案第 117 号

### 令和 7 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度湖西市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	3,419,495 千円	22,513 千円	3,442,008 千円
第 1 項 医業費用	3,331,501 千円	22,513 千円	3,354,014 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	1,927,723 千円	22,513 千円	1,950,236 千円

令和 7 年 11 月 28 日提出

湖西市長 田 内 浩 之